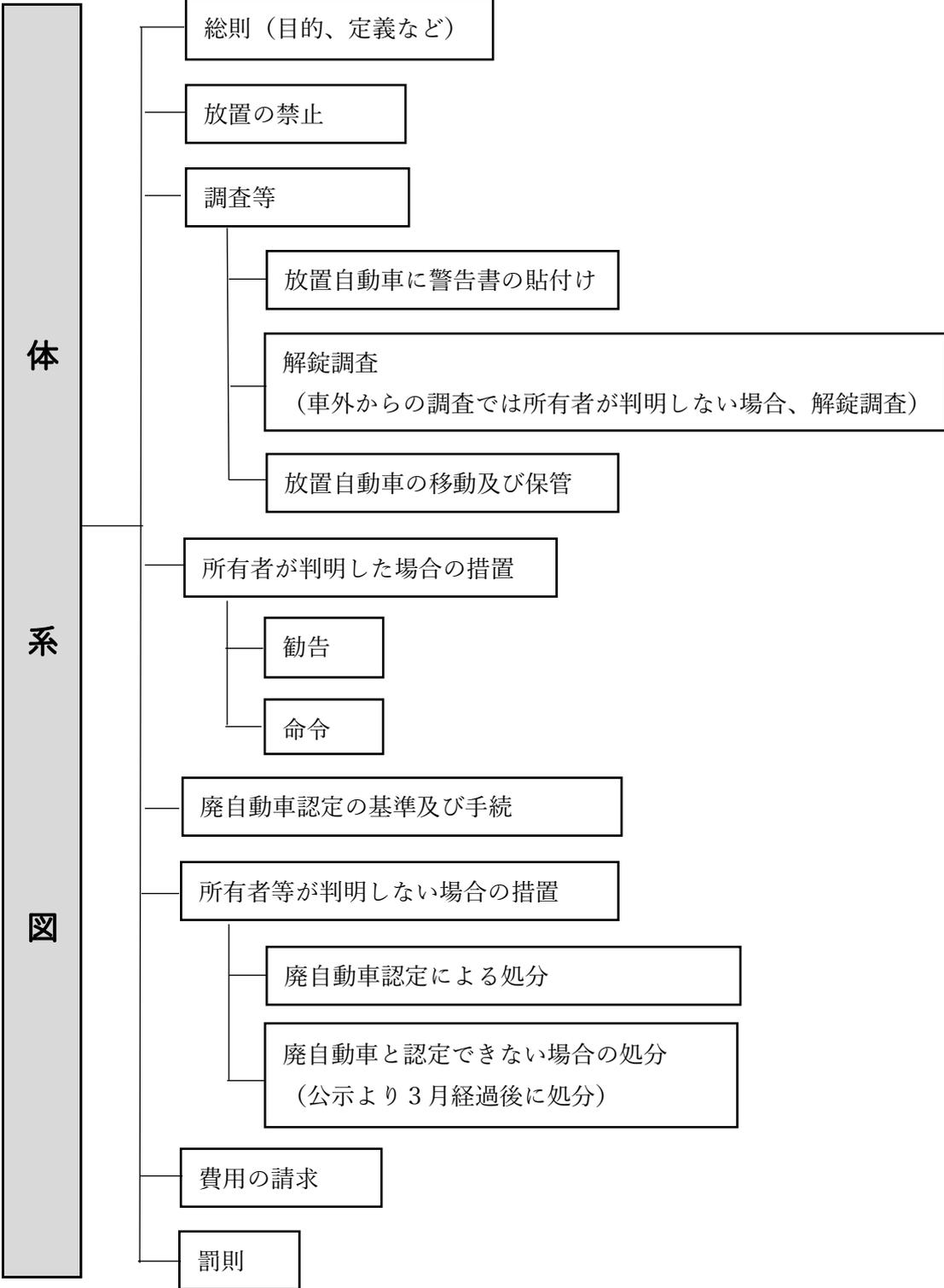


島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例(案)の概要



1 総則

(1) 目的

県有地等における放置自動車に対する措置について必要な事項を定め、放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、県有地等の機能を速やかに回復し、生活環境の保全及び地域的美観の維持を図ることを目的とすること。

(2) 定義

条例の用語を定義する。

① 県有地等

・県が所有し、又は管理する土地をいう。

② 自動車

・道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。

③ 放置

・正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間置くことをいう。

④ 放置自動車

・放置されている自動車をいう。

⑤ 所有者等

・自動車の所有権、使用権又は占有権を有している者及び自動車を放置し、又は放置させた者をいう。

2 放置の禁止

県有地等に自動車を放置し、放置させてはならないこと。また、自動車を放置する者、放置させようとする者に協力してはならないこと。

3 調査等

(1) 調査及び警告書の貼付け

知事は、県有地等に放置自動車があるときは、職員に、放置自動車の状況、所有者等の事項を調査させるとともに、放置自動車の撤去を促すために警告書を放置自動車の見やすい箇所に貼り付けさせることができること。

(2) 解錠調査

知事は、(1)の調査をさせる場合に、車外からの調査では所有者等が判明しない場合で、施錠されているときは、職員に、施錠を解除させ、必要な最小限度において車内等の調査をさせることができること。

(3) 放置自動車の移動及び保管

知事は、(1)の警告書を貼り付けた日の翌日から起算して14日を経過した日以後引き続き放置自動車が置かれている場合において、県有地等の利用上又は管理上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、放置自動車を移動し、保管することができること。

4 所有者等が判明した場合の措置

(1) 勧告

知事は、3の(1)及び(2)の調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、所有者等に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができること。

(2) 命令

知事は、(1)の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができること。

5 廃自動車認定

(1) 認定基準

知事は、3の(1)及び(2)の調査の結果、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、放置自動車が次のいずれにも該当すると認めるときは、放置自動車を廃自動車と認定することができること。

- ① 3の(1)の警告書の貼り付けの日の翌日から起算して14日を経過していること。
- ② 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損していること、主要な部分が腐食していること、又は必要な装置が失われていること。
- ③ ナンバープレートが取り外されていること、ナンバープレートの表示内容が読み取れないこと又は道路運送車両法の規定による抹消登録がなされていること。

(2) 認定手続

知事は、(1)の認定をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公示しなければならないこと。

- ① 3の(1)の警告書の貼り付けの日
- ② 放置されている場所（放置自動車を移動し、保管した場合には、放置されていた場所）
- ③ 車名、塗色、種別及びナンバープレート（判明しているもの）
- ④ 公示の日の翌日から起算して14日を経過した日以後に放置自動車について廃自動車認定をし、これを処分する旨

6 所有者等が判明しない場合の措置

(1) 廃自動車認定による処分

5の(1)により放置自動車を廃自動車と認定したときは、放置自動車の処分を行うことができること。

(2) 廃自動車と認定できない場合の処分

5の(1)により放置自動車を廃自動車と認定することが困難な場合は、放置自動車に係る次の事項を公示するものとする。

- ① 5の(2)の①から③までに掲げる事項
- ② 公示の日の翌日から起算して3月を経過した日以後に放置自動車を処分する旨

7 費用の請求

3の(3)により放置自動車を移動し、保管したとき、又は6により放置自動車を処分したときは、放置自動車の所有者等に対し、移動し、保管した費用又は処分に要した費用を請求することができること。

8 罰則

4の(2)の命令に違反した者には、20万円以下の罰金に処する規定を設けること。